

病院・老人ホーム対策特別委員会会議録

平成18年11月22日(水)

(開会) 10:02

(閉会) 10:45

○ 委員長

それでは、ただいまから、病院・老人ホーム対策特別委員会を開会いたします。

「病院・老人ホーム対策について」を議題といたします。病院・老人ホーム対策全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。これまでの本特別委員会の審議の中で、いくつか重要なことがですね、明らかになっておると思います。一つは、本来ならば筑豊労災病院は国の責任で存続するのが一番よい、ということについてですね、議員の側もですね、それから市長・行政の側もそれから地域の住民の皆さん、それから筑豊労災病院で働いている皆さんの間でもですね、このことが最大の一致点になっておるということには変わらない、ということが明らかになっておるだろうと思うわけです。それから、もう一点は、にもかかわらず現在後医療の検討をしてきておるんですが、この中で、いくつか困難に遭遇しておる、と。その困難というのは、基本的には二つあるのではないかと。一つは、医療機能。これが将来に向かって安定的に維持できるのかどうか、という問題ですね。それが例えば指定管理者制度の導入によって医療の採択は本当になのか。それから、契約保証人制度はなぜ必要なのか。市長が前回当委員会が求めたのでそれをやるのだ、というような答弁が一度はあったわけですが、事実と反しております。この問題。さらに重要なことは、これは私が前回ご報告いたしましたけれども、厚生労働省の認識としては、将来的に安定的にその医療機能が維持できないのであれば、譲渡は認可できないと、認められないというふうになっている問題。こういう問題が一つ。それから、二つの問題のうちのもう一つは、財政負担の問題です。国が市に譲渡するについてもですね、有償であるという問題とか、それからこれは時期にもよりますけれども、建替えのときの負担の問題。そういうことがあるわけです。この二つの問題の根底にはですね、何が横たわっているかということ、こういう問題ですね。自治体病院、市立病院が必要だということで市は譲渡は市立病院として受ける、と。ところが実際の運営管理については民間に丸投げする、と。この矛盾からですね、今申しました医療機能の維持の問題、財政上の問題、二つ問題が生じてきておるんですね。ということが大体明らかになってきたらと思うわけです。そこで、その先ほど言いました議会も行政も地域住民の方も医療スタッフの人も一致している、本来ならば国の責任で存続できれば一番いい、という問題とこの後医療検討の中で遭遇している二つの問題、大きくは、この問題の間には実は重大な問題がもう一つあるんですね。これが、私は審議の過程で調査の過程で重要になっていると思います。それを議論することは、国の責任で今までどおり労災病院を存続させる、という立場から言っても、また市長が言うような立場から言ってもね、いずれにしても重要なことだと思っておりますが、それは何かということですね、国が決めたことは変わらない、という考え方、認識。具体的にもう少し言うことでですね、この筑豊労災病院の廃止というのは閣議決定だという言い方、または認識の問題なんです。前回申しましたように、国が決めたことは変わらない、ということはね、ないわけですね。国は決めてもいくらでも変えていくわけですよ。しかも、この筑豊労災病院の問題で言えば、2年半前はこの地域に労災病院の機能はいらない、と今の筑豊労災病院の医療機能は必要でないといって廃止するといったのが、今は必要な医療機能だ、と。どうかして維持してもらいたい、というふうに認識が大きく変わっているわけです。これは自動的に変わったわけじゃないですね。議会がものを言い、市がものを言い、なんといっても住民の皆さんがものを言った、これによって認識が変わっていているわけです。そこでね、閣議決定の問題なんです。閣

議決定だといわれる問題。で、改めておたずねしたいと思うんですが、筑豊労災病院の廃止というのは閣議決定ですか。おたずねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この問題につきましては再編計画の中で閣議決定されております。

○ 川上委員

そこで、委員長、この労災病院の再編計画について、というものが厚生労働省によって出されているんですが、これはですね、もっておられる方もおられる方もあるかもしれませんが、改めて当局に資料要求をして、今答弁のあったことを確認しておきたいと思うんですが、取り計らいをお願いします。

○ 委員長

執行部におたずねいたしますが、ただいま川上委員からの要求のあっております資料は提出できますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま川上委員から要求のあった資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が用意されておるのであれば、用意されておるんかね。じゃあ準備されておるようでございますので、ただいまから事務局に配布させます。事務局、配布してください。

(資料配布)

○ 委員長

配布が終わりましたので、質疑を続けます。

○ 川上委員

お手元に届いたと思うんですが、行政側も持ってありますね。これが、労災病院の再編計画、平成16年3月30日厚生労働大臣が発表したものですね。これ、ちょっと3枚しかありませんけども、実は別紙があってですね、別紙の中で廃止対象病院というのが4つ挙げられていて、この中の一つに筑豊労災病院が入っておるわけです。筑豊労災病院の名前が正式に出るのはこの再編計画の中で、というのが初めてなんです。この再編計画が閣議決定であるかどうか、となるわけですね。筑豊労災病院がここではじめて出るわけですから。先ほど主幹はこういうふうに言われましたね。再編計画の中で閣議決定されておる、と。これは間違いです。わかっておられない。主旨のところを少し読みましょうね。平成13年12月19日の閣議決定。特殊法人等整理合理化計画により労災病院を再編して業務の効率化を図ることとされた。これが閣議決定です。これにもとづき、と書いてますでしょう。この閣議決定に基づき、労災病院が労働政策として期待される役割を適切に果たしうるよう、機能の再編強化を図るため、労災病院の再編計画を策定するものである、と書いてあるわけです。で、先ほど言いましたように、以下3ページいろいろ書いてあるんですが、筑豊労災病院の名前は別紙2の中ではじめて出てくるわけです。ですから、どうなりますか。これでも筑豊労災病院の廃止というのは閣議決定ですか。助役、どう思われますか、おたずねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そういった廃止、再編計画の前にそういった全国の労災病院についてはいわゆる廃止するところ、まだ残すところ、というところの協議がされまして、最終的には閣議決定がなされ、そのなかで、再編計画の中で労災病院が廃止の対象となった、ということが発表されております。そういう中で、現在いろんな対象となりました、例えば栃木の珪肺、また、岩手の病院それと

霧島病院、大牟田の病院、そして当筑豊労災病院の5つの労災病院がその中の先ほど申しました廃止の対象となっております。

○ 川上委員

その続きの答弁を聞きたいわけですよ。あなたの今の答弁の続きはね、ですから筑豊労災病院の廃止というのは、閣議決定ではない、と。閣議決定に基づく労災病院再編計画の別紙2の中ではじめて筑豊労災病院の名前が挙げられたんだ、という答弁が必要でしょう。ですから、閣議決定ではないわけです。なぜそこを言わないのか。重ねて委員長も聞いてもらいたいんですが、去年、江頭旧飯塚市長と秀村旧穂波町長が上京して麻生大臣に会われて、これは閣議決定だ、と言われたので仕方がない、と、もう後医療だ、ということでね、後ほど報告があつていくんだけど、実はこの同じ日に日本共産党の衆議院議員赤嶺政賢という議員がいるんですけれども、内閣総理大臣小泉氏に対して、大牟田労災病院の廃止等に関する質問趣意書を出しました。同じ日です。で、この質問趣意書に対して内閣総理大臣小泉純一郎名で衆議院議長河野洋平殿、ということで11日後、去年の5月31日に答弁書が送ってきているんですね。この答弁書の中で、この再編計画と閣議決定の位置づけについてどういう関係か、というのをね、冒頭書いているわけです。こう書いてます。労災病院については、特殊法人等整理合理化計画について（平成13年12月19日閣議決定）により、労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図る。この再編の対象外となる労災病院については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化または民間・地方に移管することとしたところである。これをふまえ、労災病院については、労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度かつ専門的な医療において中核的役割を担うものと位置づけ、こうした役割を適切に果たしうるよう機能の再編強化を図るため、厚生労働省において労災病院の再編計画（以下再編計画と言う）を平成16年3月31日に策定したところである、と。小泉純一郎、当時内閣総理大臣の衆議院議長に対する回答であります。ですから、筑豊労災病院の廃止というのは、閣議決定ではない。あなたがたは、われわれもそうです。このことを言ってきたわけだから。このことをまず確認する必要があると思います。いかがですか。

○ 企画調整部長

先ほどからご答弁申し上げておりますように、平成13年12月19日に特殊法人等整理合理化計画というのが閣議決定されております。この内容としては、労災病院を再編しまして、業務の効率化を図る、という大きな目的がございます。資料にも書いてますように、これに基づきまして労災病院の再編計画というものが策定されたものと私も認識をいたしております。

○ 川上委員

正式な場所ではじめての答弁だと思います。それではね、筑豊労災病院の廃止は閣議決定である、という言い分は一番最初どこから出てきたんですか。おたずねします。

○ 企画調整部長

お手元の資料の主旨の部分でありますように、これが正式に厚生労働省のほうから示された内容でございまして、また再度読み上げさせていただきますけど、平成13年12月の閣議決定の特殊法人等整理合理化計画により、労災病院を再編して業務の効率化を図ることとされた。これに基づいて労災病院の再編計画を策定するものである、というのがこの労災病院の再編計画の趣旨である、というふうに私も認識をいたしております。

○ 川上委員

この筑豊労災病院の廃止というのが閣議決定である、という言い方は去年の5月20日以降行政が全面的に市民に対して言い始めて、議会にもそういう説明をしてきたんですよ。旧飯塚市議会では私がこの問題を指摘した、何度も。あなたがたは認めなかった。事実関係はハッキリしているのに。その議会での指摘の後にも閣議決定である、と市民に説明して回ったでしょ

う。こういうやり方はね、市民を欺く行為だ。あなたがたはわかってそれを繰り返しているんだから、議員もそういう説明を今も続けている。今日訂正があった、ということを確認しておきます。そこでね、こういうやり方が実際に筑豊労災病院を存続を求める運動の中でね、どういう弊害を生んだか、ということですよ。例えばね、前回言いましたけど、筑豊労災病院を存続・充実し地域医療を守る会、11月14日国会議員27名に対して陳情したんですね。私も参加しました。この要請ではですね、自民・公明・民主・共産・社民の各党、衆参で行くと、衆議院議員が19人、参議院議員が8人事務所を訪問いたしました。自民党の吉村剛太郎、日本共産党の仁比聡平、二人の参議院議員とは直接会ってね、要請することができました。自民党の吉村議員はですね、状況をよく把握して対応したい、という回答でした。共産党の仁比議員は全面的な支持を約束したわけですね。あなたがたね、国会議員に対する要望活動はこの2年半の間に麻生太郎氏以外にはやっていないわけですよ。改めてね、国の決定は変わりうる、という立場から国会議員訪問して要請していく考えはありませんか。

○ 企画調整部長

筑豊労災病院の廃止につきましては、閣議決定されております。従いまして、厚生労働省のほうに再三にわたりまして国の責任で存続していただけないかという願いを重ねて重ねてまいっております。しかしながら厚生労働省のほうは、これはもう決定されたものであるので、廃止ということは決定しているという状況でございますので、今後につきましては、各委員さんにお示しますような、この労災病院を飯塚市が譲り受けまして、そして地域医療の核となるような自治体病院、そして公設民営で運営していきまして市民の皆さんの生命と健康を守り続けたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

助役、今の答弁、聞かれたでしょう。部長は答弁の冒頭、何て言いましたか。聞いてましたか。お尋ねしましょう。

○ 助役

聞いておりました。

○ 川上委員

筑豊労災病院の廃止は閣議決定ですので、と答弁したでしょう。助役、どう思われますか。先ほど私がるる指摘したにもかかわらず部長が重ねて、筑豊労災病院は閣議決定と堂々と答弁した。どう思われますか。

○ 助役

先ほどから担当が答弁いたしておりますように、この合理化計画に基づきまして再編計画が決定されております。その中でどういう手順で行われたか、私は詳細には知っておりませんが、この再編計画が再度閣議のほうに報告されたのかどうか、そういうところの手順をどういうふうにされたのかわかりませんが、先ほど部長が答弁しましたように、厚生労働省のほうにも何回となく市長以下いろいろ打ち合わせ、協議、陳情等もさせていただきましたけど、それは決定した事項であるということで、変更の余地がないということで、現在お示ししておりますような選択肢を示させていただいておるところでございますので、よろしく申し上げます。

○ 川上委員

だから、この再編計画、筑豊労災病院の名前が正式に挙がった再編計画は、厚生労働大臣が決めたことですよ。閣議決定なんかではないじゃないですか。もう二度と、筑豊労災病院の廃止決定が閣議決定であると言わないと約束しませんか。

○ 企画調整部長

先ほどから申し上げてますように、この労災病院の廃止というのは閣議決定であるというふうに認識をいたしております。

○ 川上委員

縄田さん、そこでごまかしたら駄目だ。筑豊労災病院の廃止が閣議決定でないということ、さっきお互いに認識したじゃないですか。あなたは今ね、労災病院のって言ったでしょう。私は労災病院一般のことを言ってるんじゃないでなくて、筑豊労災病院のことを言ってるんですよ。それでもあなたは筑豊労災病院の廃止は閣議決定だと言い張りますか。

○ 企画調整部長

労災病院を再編して業務の効率化を図るといふような、特殊法人等整理合理化計画が閣議決定されたというふうに認識いたしております。

○ 川上委員

もう、助役、こういうことです。あなた方は今でも、昨日の段階でも幹部が、市民団体との交渉の場で、本市の財源不足は52億円と言ってるわけですよ。タウンミーティングがあったでしょ。8月の上旬から。12回で1,400人以上が集まった。職員の方もだいぶおられたと思うけども。そこであなた方は、既に9億円以上見込み違いで財源不足が減っておった、43億円以下になっておったのを承知の上で、市長が先頭を切って12回、1,400人以上の市民に対して財源不足は52億円と言いつけてきたんです。そして今日の新聞じゃないですか。あなた方ね、今後52億円って言わないでしょう、財源不足。それで、指摘しておきたいと思います、厳しく。筑豊労災病院の廃止が閣議決定であるという偽りは、今後言ってはならない。

続けますが、先ほど主幹が言われた廃止対象病院ですよ。再編計画、別紙が付いてないからあれだが。廃止対象病院は珪肺労災病院が平成17年度、もう来ましたね。大牟田労災病院、平成17年度。で、岩手労災病院が平成18年度。ですから、おととい、市民集会があつてんです。ここは脊損がメインなんですね。ここの医療機能が維持されないということで大騒ぎですよ。そういうことになってるわけです。そして筑豊労災病院が平成19年度、来年3月ということになってるわけです。それで、矛盾が、今、栃木でも大牟田でも岩手でも、大変広がっている。深刻化している。で、筑豊労災病院はもちろん承知のとおりですよ。それで、私はこのように厚生労働省に苦勞されている自治体、議会、住民の皆さんに、お互い何がどうなっているのか交流して、力を合わせて厚生労働省に、犠牲が少なくなるようにしてくれと言うことができないかと思うんです。実は、この廃止対象病院のほかに統合対象病院というものもあるんですね。北海道美唄と岩見沢。これ、美唄がなくなるんですね。それから九州労災病院、小倉にあります、これと門司労災病院、これは統合。で、門司がなくなるわけですね。ですから、いろんな矛盾も今、生じようとしてると思うんで、こういったところと交流してはどうか。そのために私は、今日市長はおられないけれども、担当が現地に行っているいろいろな事情を把握してね、その上で市長どうして何とか危機的な事態を打開できないか、交流してはどうかと思うんです。助役、今日は市長はおられませんけど、そういうことをする考えはありませんか。助役、お尋ねします。

○ 助役

先ほどから答弁させていただいておりますように、筑豊労災病院は廃止が一応決定しておるということで認識いたしておりますので、あとの医療をどういうふうに継続していくかということで今、知恵を絞っておるところでございます。それで、資料として提出させてもらっておるような基本方針で、今後進めさせていただきたいということで、委員会のほうにもご審議をいただいておりますので、そういう存続、あるいは廃止、あるいは統合されておる労災病院との交流というのは、現在のところ考えておりません。

○ 川上委員

それは大変残念に思うんですね。委員長、労災病院の再編計画、大臣が出したのが平成16年の3月30日でしょ。で、翌年、昨年になりますけど、自治体病院の再編計画というのも出された。それで、全国2,400のベッドを減らそうというわけですね。で、その

2,400のベッドを減らすという時に、飯塚が250の自治体病院のベッドを増やすというわけです。国が2,400減らすという時に飯塚では250増やすということですよ。どうしてそういうことが出来るのかと思うと、市立穎田病院の廃止、ほぼ100床。これはどういう関係になってるのかと私は思うわけです。これは今後質問していきます。

それで、いずれにしても自治体病院のほうでも大変な矛盾が地域医療で生まれているわけですよ。で、今、労災病院に関係する自治体のことだけ言いましたけど、全国の中で自治体病院の間でも矛盾が起きている。ですから私は、飯塚市長として新たに市立病院をつくり、そして今持っている市立病院を放棄しようとしている。立場から放棄せざるを得ないというか、させられようとしているというか、しようとしているというか。その両方の立場を持つてるわけだから、労災の関係の自治体と自治体病院の関係と両方に呼びかけて、国に対してものを言っていく歴史的というか、責任があるんじゃないかと、役割があるんじゃないかと思うんです。ですから、今日は助役が答弁したということで聞いておきますけども、市長にもよく伝えて、そういう役割を果たす考えはないかどうか言ってもらいたいし、また議会でも聞きます。で、一昨日は病院局事務長が答弁されたように、自治体病院全国危機突破大会にも行ってるわけですよ。よその自治体の中には首長が行ってるところもあるんですね。ですから、そういう役割を果たして飯塚市長は全然恥ずかしくないわけです。また、果たさないほうが恥ずかしいかもしれない。

それで、続けていきますけど、最近、一番新しい飯塚市長と国のやり取りは、8月8日ですね。廃止撤回を要望したんですね。これは担当の木幡課長補佐から確認しました。私が廃止を撤回してもらおうように要望があったことを聞きましたというふうに言ってます。で、繰り返し言ってますけど、この方は決まったことをする係です。で、先ほどから言ってるように大臣が決めただけだから、大臣に政策変更を迫るのが当然なんです。で、私は14日に木幡さん、交渉の場で、あなたが飯塚市長に会ったらしいけど、飯塚市長は13万3千人の新市発足に伴って4月に選出されたばかりの初代市長だと。あなたが厚生労働省を代表して会うのはいいけれども、どうして大臣が出てこないのかと。大臣と会えないのかと言ったわけです。そうすると、私が代表でしたと言うわけです。今後、飯塚市長から要望があったらね、大臣と会えるようにしてくれないのかと言ったら、拒否はしませんでした。で、齊藤市長は、この問題では何度も国にお願いしたのでもうこれ以上は無理だというようなニュアンスのことを言われますけど、やっぱり会う相手を間違ってる。それは支えるべき幹部スタッフの責任も重大だと私は思うんです。それでね、先ほど国会議員を訪問したと言いましたけれども、課長補佐は、飯塚市長から大臣に会いたいという話があれば拒否することはないということですから、国会議員にそういう話もしました。で、日本共産党はもちろんのことですけれども、例えば民主党の岩本司参議院議員の事務所、それから同じく民主党の大久保勉参議院議員の事務所、政策秘書が出て対応されました。飯塚の13万3千人の市長が課長補佐にしか会えないことについて大きな疑問を持ってました。どうしてでしょうね、と。それで、希望があれば協力したいというふうに言ってるんです。で、あなた方はこの2年半の間に国会議員の関係で言うと、昨年5月に麻生大臣に会っただけですよ。この期に及んでそれを責めようというわけではないけれども、今から国会議員に強力に働きかけをすれば、市長の責任強力に働きかけをすれば、国会だって大きく動く可能性が十分にあるということなんですよ。労災病院がそのまま残るのかベストと言うけれど、これはみんな共通でしょう、これがベストだというのが。しかし、市長がそうでない方針に立ってもね、いろいろ国としっかりした交渉をしていかないといけないでしょう。労災病院は、ただでくださいと要求したいんじゃないですか。私は当然だと思いますよ、市長の立場に立つならば。じゃあ、このことも含めて、本来ならばということも含めてもね、大臣と会って交渉することは当たり前ですよ。で、大臣は会わなければならない、柳沢さんは。これだけ自分の政策のもとで、地域医療をめぐるって矛盾を生んで、地域住民苦しんでるんですから。こ

れからも苦しみ続けるわけですよ。ですから、助役、市長とよく相談してね、議会からこういうこと言われてるし、とか言うわけにいかないかもしれないけれど、大臣に再度要請に行こうというふうに相談されませんか。

○ 企画調整部長

先ほどから再三に渡りましてご答弁申し上げてますように、この筑豊労災病院の廃止については国はもう決定しているから変わらないと言っております。しかしながら、これから厚生労働省のほうに価格の問題とか基本協定、それぞれ数多くの厚生労働省にお願いしなければならない点がございまして、そこらあたりですね、市長はじめ助役、私ども、東京の厚生労働省に行きまして、そして市民の皆さんのご期待に沿えるような協議なり相談を重ねて重ねて、していきたいというふうに考えておりますので、皆さん方のご理解、よろしくお願いいたします。

○ 川上委員

ではね、もう締めくくります。2つ言いましょうね。一つは大臣に会うこと。厚生労働大臣に会うこと。これをね、飯塚市長がしきらない、というのは絶対にありえない。飯塚市長が大臣に会う、と言われれば大臣は出てきます。それをしないのは飯塚市長が避けておる、というふうに言われかねない。歴史に残りますよ。ですから、助役、ほか幹部スタッフは正しく市長を支えなければならない。それが1つ。2つめがね、大臣に会う際、市長単独で会う必要はないと思うんですね。そのとき、新しく作られる議会になるか今の議会になるかわからないけど、議長、それから議会の代表となるべき人たち、呼びかけてください。議会から行くでしょう、一緒に。そうして最も重要なのはね、市民に呼びかけることです。ですから、市長が議会にも呼びかけ、それから住民の皆さんにも呼びかけて、そして上京してね、大臣と話すことじゃないですか。その際に他の自治体の市長と一緒にということもあるかもしれませんよ。しかしいずれにしても、その大臣と会うこと。それから、議会や住民に呼びかけて上京して、会うこと。来てもらってもいいんですけどね。そのことをね、指摘して質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

本当に他に質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。「病院・老人ホーム対策について」は継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件については継続審査とすることに決定いたしました。これもちまして病院・老人ホーム対策特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。